

添付1:新旧対照表(4月1日改訂)

低圧電気供給約款

項目	新	旧
表紙(実施日)	平成31年4月1日実施	平成30年7月1日実施
別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等によりお知らせいたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等によりお知らせいたします。
別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定口	お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
別表2(燃料費調整) (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格	九州電力株式会社 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$	九州電力株式会社 $\alpha = 0.1490$ $\beta = 0.2575$ $\gamma = 0.7179$
別表2(燃料費調整) (1)燃料費調整額の算定 ロ 燃料費調整単価	九州電力株式会社 27,400円	九州電力株式会社 33,500円
別表2(燃料費調整) (2)基準単価	九州電力株式会社 13銭4厘	九州電力株式会社 17銭6厘

個別利用規約(九州エリア) 対象:家庭向けサービス「ビタでん」へお申込み頂いているお客さま

項目	新	旧
2 料金について (4)料金 料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。 ロ 完全従量電灯	料金は、この約款別途料金表に定めるところによる従量料金単価を適用して算定される電力量料金および同約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、同約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、この約款別途料金表に定めるところによる従量料金単価を適用して算定される電力量料金および同約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、同約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。